

安達地方における可燃性廃棄物減容化事業に関する意見書

福島第一原子力発電所事故の発生から5年半が経過いたしました。

しかし、今なお本市を含む安達地方には、農林業系廃棄物や除染により発生した可燃性廃棄物が農家の敷地や仮置き場に大量に一時保管されている状況にあります。

地域住民が、震災前の安全・安心な生活環境を取り戻し、復旧・復興を加速させるためには、これら汚染廃棄物の一日も早い処理が求められることから、二本松市ではその必要性に鑑み、可燃性廃棄物を減容化するための仮設焼却施設の建設を受け入れました。

本減容化事業は、環境省と安達地方広域行政組合が共同で実施することになりますが、原発政策を進めてきた国が主体的に責任をもって進めるべきものであり、本施設の建設や事業運営に当たっては、安全面をはじめ、国による万全の対策が求められるところでもあります。

以上の趣旨から、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

1 施設の安全対策について

- (1) 市民の健康に影響がないよう排ガス処理については、万全の対策を講じること。
- (2) 排ガスの放射性セシウム濃度については、24時間の常時監視を行うこと。
- (3) 廃棄物処理の工程において使用する水は、施設外部へ排水しないこと。
- (4) 廃棄物処理による焼却残さは、速やかに搬出するよう努めること。
- (5) 施設周辺の空間線量率等のモニタリングを行い、情報公開を徹底すること。

2 交通安全対策について

- (1) 廃棄物運搬車両等の通行については、運搬経路や運搬時間帯など、周辺住民の生活に十分配慮すること。
- (2) 通行する道路については、狭隘箇所の改良を行うとともに、必要に応じて交通誘導員の配置や待避所の設置などの安全対策を講じること。

3 情報の共有及び意見交換について

地元住民の代表者が参加できる協議会を設け、本施設の建設、運転、解体撤去、廃棄物の運搬等について情報共有及び意見交換を行い、その結果を事業に適宜反映させること。

4 風評被害対策について

本施設の安全性について、十分な説明と周知を図り、健康被害への不安や農作物等への偏見が生じないように、風評被害対策に万全を期すこと。

平成28年9月28日

内閣総理大臣 安倍晋三様

環境大臣 山本公一様

福島県二本松市議会議長 野地久夫